

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷十第

行發日一月三年九正大

論 說

消費税に於ける累進課税……………法學博士 神戸 正雄

社會の存續……………文學士 高田 保馬

鎌倉時代の家族制度(二)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(五)……………法學士 本庄榮治郎

所得税均等負擔の理想と實現(一)……………法學士 汐見 三郎

キヤナンの富の概念に就きて(二完)……………法學士 石川 興二

時事問題

家賃騰貴と都市計畫……………法學博士 戸田 海市

官吏の待遇を論ず……………法學博士 小川郷太郎

國庫制度の改定に就きて……………法學士 大森 研造

雜 錄

交通機關論の交通論における地位……………法學士 小島昌太郎

米國勞働者家計三十年間……………法學博士 河田 嗣郎

岡山藩の開墾策(二完)……………黑 正 巖

岡山藩の開墾策(二完)

黒正巖

第三 開墾の經費

寛文四年迄に藩政府自ら行ひし新田八百八十
三町餘の開墾經費は嘗て郡方救助の爲め下附せ

し七千六百石の贏餘米及び家中役米の遣ひ残しを以て支出したり、¹⁴⁾ 民間の開墾せし新田はその經費の高及び資源を明にするを得ず。當初は藩

或は他藩の富豪等に委託して開墾せしめ、新田地の幾分を報償として之に與へ、藩政府は全然經費を支出せずして新田を獲得せんとし、上方者鴻池某等と契約し、金岡新田幸島新田等の開墾を請負はしめたり。¹⁵⁾ 然るに金岡新田の竣功するや、彼等の利得大なるを見て遂に該契約を解除し、剩へ開拓者を他所者なりとの理由にて新田に住居せしめず、備中の新田開墾を命じて放逐し、備前國內は藩又は藩民に開墾せしむることとせり。蓋し社倉已に充實し開墾經費を支出しうるに至りしを以てなり。かくて個人或は村民共同の開墾にして資金不十分なる者には、社倉米を貸付けて、日用米に充てしめ、畝下より生ずる徳米を以て年賦拂とするの方法によれり。¹⁶⁾ 彼の倉田・沖・幸島・福浦の四新田の經費も亦社倉方の融通せし所にして、その高莫大なりき。左に之れが支出の方法等につき略述せんと

す。延寶六年九月十一日老中池田大學等より永忠に達したる趣の書¹⁷⁾ に曰く、

「當春御内意被仰聞候郡々新田新墾領定て見立可申左様候は、來春より郡奉行共申談取立可申此節之儀に候間入用米は重二郎作廻の米にて先可仕旨江戸より被仰下之由被申渡に付重二郎前へ御意の趣奉長候此新田入用米はその新田物成にて私手前へ御濟被成儀に候や左候は、利を付算用仕受取可申哉と相窺候へば如何にもその新田物成にて御返へし可被成候利を付算用可仕旨被申聞候重二郎又申上候は此度被仰付候新田雖は和氣郡にて仕候新田入用は三年に元利濟備申にて仕候新田入用は六年に元利濟申積に候は、和氣郡新田物成四年目より備中新田入用之借米のために納御國中へ新田一度に公儀へ上げ候様に被仰付可然候はん哉と申候へば是も尤に候間左様に心得居可申旨前老より被達候事」

由是觀之永忠の管理に屬する社倉は藩の財政を掌る作廻方より獨立し、社倉の支出したる經費は元利共に新田の物成を以て返濟せられ、開墾地は之を藩政府に納め、藩政府は更に一定の代償を以て民間に拂下げたり。故に藩政府は居乍らにして大なる財源を得たるなり。今社倉米を以て成りし四新田中最大なる沖新田の開墾經費及用品の高¹⁸⁾を示せば次の如し。

- 一、開墾地面積 千五百三十九町五反八畝一步
- 一、石 高 二萬八千三十八石九斗六升
- 一、入用米 二萬六百七十九石二斗七升九合

14) 元禄十六年檢地帳
 16) 類纂土門開墾雜事
 18) 沖新田開墾始末取調書

15) 評定留
 17) 津田重二郎手記

銀にして 九百六十四貫八百七十九分五厘

但し相庭平し三畿に付四十四匁七分九厘

一、夫役 高 百三萬八千八百六十七人

一、築造需用品

一、十一萬四千三百三十坪 土坪六尺三寸六面坪以下準之

一、二萬二千七百四十八坪 石坪

一、九千七十三坪五合六分 石垣へ入ル、ネバ土坪

一、六百十八坪五合

一、六萬八千五十本 松丸太 但目通八九寸廻ヨリ

一、十九萬七百把 松葉但シ三尺廻マテ

一、二萬九百六十五束 高フロ並ニ藤カヅラ

一、五千九百五十六束 竹類

右の如き莫大なる經費は如何に社倉充實せりと雖も一時に之を支出しうべきに非ず。他より一時借銀せざるをえざるを以て、元祿四年九月十五日即同開墾の前年岩井喜兵衛を上方へ遣し大阪鴻池了信京都両替屋善五郎二人より入用銀五百貫を借受けしめたり。而て藩政府の借銀となさば御城御用銀の支障となるが故に此分は社倉方の借銀とし、永忠一判にて調達せりとす¹⁹⁾。その後藩業としての開墾は少く、福田新田の如きも經費を明にするを得ず。民間の開墾に對しては、社倉方は單に經營者に資金を融通せるに止るが如し。

第四 開墾地の分配

個人又は村民共同にて開拓せる小新田は之を經營者に與へ、金岡新田の如く他藩の富豪が藩の委託により開墾せる場合には、その幾分を請負人に與へ、殘餘は無償にて藩内の細民に賦與せり²¹⁾。

當初は開墾地尙ほ狭小にして他國者を容るゝの餘地なく、且つ他國者はその素性不明にして宗旨手形を有するも切利支丹の取締十分に行はれ難きを以て、之を排斥し、専ら封内の細民移植に力めたり²²⁾、その後倉田・幸島・沖の新田竣成の頃は細民の數も減じ、又收穫の割合よりすれば新田の稅率は舊耕地に比し低率にして利益多きを以て當時一般に郷閭を去つて新田に移住し自己の運命を開拓せんとするの風潮ありて、移住を希望する者増加せり。茲に於てか藩政府は從來の排外的政策を捨てて、門戸を解放し、希望者の多きに乗じて夫役銀を課し、一般人に土地を拂下ぐるに至れり。殊に倉田新田分配²³⁾に際しては非常なる競争を生じ、田畠二百九十五

19) 留帳
20) 留帳
21) 同上
22) 同上
23) 同上

20) 雜事 開墾 土墾 類
21) 留帳 同上

町に對し申込面積九百二十二町に達し中には重大なる金錢的條件をも辭せず翌年より租税を納めんと申出づるものすらあり。藩政府は希望者を吟味し身許よき者には希望通りを與へ、不確實なる者には土地を按分して與へ、一般に一町に付三百匁の夫役銀を課し、二年間に分納せしめたり。幸島新田²⁴⁾も夫役銀を一町三百匁とし概ね近傍の百姓に分與せり。沖新田²⁵⁾の夫役銀も亦三百匁なりしが、之を一時に上納する者には希望次第の田畠を與へ、五年間に分納する者には上中下三種の地を配分せり。

右と異り特殊の分配法を探りしものを和氣郡友延村新田の井田法とす。²⁶⁾友延新田は光政が郡吏に命し寛文元年開墾、同二年築堤、三年地形を平し、四年初めて稻作を試みしめたるものなり。その後光政古風を景慕するの餘り三代の制に擬して井田法を試みんとし、寛文六年親しくその地に臨み、津田永忠に命して縦横に溝洫を設け、井田を劃定し、同十一年竣成せしものにして、之を上井田となす。更に綱政も貞享元年

下井田の土工を起し元祿の初成れり。井田法は租法として見るを至當とするか故に次項に之を詳言すべし。

第五 開墾地の税法

開墾地の租税徴收方法は、開墾經營者の何人なるかその資源の如何、及び開墾の難易により異なる、個人又は村民共同の開墾に屬し、自ら經費を負擔せる場合には畝下概ね五年間²⁷⁾にして租貢を免せられ、藩の經營によるものは、所定の夫役銀を課し畝下期間一二年を通常とす。それより一定年限の間累進的に増税し、遂に一般税率によるものとす。今沖新田を見るに元祿五壬申年夫役銀一町三百匁にて拂下げ翌一年は畝下として免税、元祿七戌年より五年間は輕微なる租税を徴收せり。

他の新田殊に民營のものは、畝下後本税賦課に至る過渡に於て如何なる税率によりしや明ならず、沖新田は岡山藩開墾の典型なるが故に左に之か税率を掲げて参考に供せん。²⁸⁾

戊亥子三箇年の税率

24) 類纂土壤門幸島新田開墾
26) 井田新田始末取調書
28) 沖新田開墾始末取調書

25) 類纂土壤門沖新田開墾
27) 類纂土壤門開墾雜事

一、田地上町 一段に付 米二斗五升出
 一、同 中町 同 米三斗
 一、同 下町 同 米二斗
 丑寅二箇年の税率

一、田地上町 一段に付 米四斗出
 一、同 中町 同 米三斗五升
 一、同 下町 同 米二斗五升

向は之に附款して曰く『右年數の内立毛損じ有之の年賣の納所難仕時は株切の毛見可申付候、然る時は新田の儀に候間、來る戌の年は毛見有之米の内二分の年賣亥の年は三分、子の年は四分、丑の年は五分、寅の年は總て毛見の法の通六分年賣米に可申付候。右新田斗備免之義は五箇年以後吟味の上應地形相定可申候』

由是觀之岡山藩が開墾に力めたる所以は租稅增收を第一の目的とせしや之を推すに足る、他藩の開墾事業亦その目的を同ふするもの多しと雖も一般に歛下年限長く殊に本稅賦課に至るは一層長年月の後とするを常とす。去れば岡山藩の開墾地收稅法は他藩に比し苛斂といふべく爲めに民間の小開墾をなすもの減少せり。因て享保十七年令を發し租稅輕減を行ふて開墾を奨勵せり。曰く、

御郡々に只今迄新開仕其近邊之類免類斗代申付來り候へども向後は斗代免共輕く可申付候間墾は五歩三步にても隨分新開可仕候并水荒に成居申場所之内墾ひ申度者有之候は、是以免斗代

右ニ准隨分輕可申候、右之趣名主五人組頭は勿論の事大庄屋共も辨々隨分心に懸け可成分は村々に新開仕せ候條に可致裁判候』

次に友延井田新田を見るに、上井田は畝高九町九畝を九井に分ち、各井縱百間三尺横三十間(一町十五歩)となし、中央の一井を公田とし、之に三畝二十五歩の地を劃して廬舎を建立し、他の八井を八家に分ち、八家の民一の公田を共耕し、その餘る所を以て租賃とせり。後延寶元年右物成をその地に殘し、井田普請の費用に充てしめ、同五年普通の耕地とせり。下井田は畝高九町三反八歩、一井を一町三畝十二歩とし、徳取の法によつて租稅を徵收せしが、寶永七年七月檢地を行ひ斗代免を定め、開谷學校領となし、井田村百姓に委付して貢米は之を學校に納めしめたり。

××× ××× ××× ×××

前數項に亘り岡山藩の開墾策を略述せり、その動機目的は必しも民福を基とせず主として財政窮乏を救はんとし時に或は租稅誅求をなしたりと雖も、近時我國に於ては食糧問題解決の急を要するものあり朝野開墾に力を盡すに至れる

29) 米澤藩高岡博士論文經濟論叢九卷四號 p. 30

尾張藩、中村藩、上杉藩、肥後藩、帝國農會報九卷六號 p. 29

30) 大庄屋手記溫故雜錄

31) 友延新田開墾米取調書

を見れば、舊時の開墾策も亦、三百年後の今日大に貢獻する所ありといふべし。

更に藩政府は開墾の附帶事業として封内に人口少く田畠の荒廢せるものあらは他村よりの移住を奨勵し收穫期迄扶持米を下付し、或は作小屋建料農具代等を貸與又は下付し、³²⁾新田には神社を建立して、³³⁾人心の歸趣する所を定めて團結力を鞏固にし、又手習所を設置し、³⁴⁾新開地の餘米を以て之を維持し、更には運河を開鑿し道路を築きて交通の利便を計れり。³⁵⁾現時國利民福の爲めに開墾をなすに方り徒に數字上の成果を喜び他に幾多の附帶せる重大なる事業の存するを忘るるが如きは爲政者の最も慎む可き所とす。